

平成30年(行ウ)第8号 行政文書一部不開示処分取消請求事件

原 告 佐藤博文

被 告 国(処分行政庁 防衛大臣)

第 3 準 備 書 面

平成31年3月28日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人 中野雅文 

五味亮一 

松下洋 

宇野文裕 

早川則夫 

黒壁義紀 

真木伸康 

桑原英昭 

川井友博 

町田 一仁 代

濱本 正美 代

引田 雅樹 代

杉崎 健二 代

山本 裕一 代

瀬戸 隆宏 代

佐々木 香保里 代

大谷 昌孝 代

額賀 英文 代

被告は、本準備書面において、原告の2019年2月4日付け第3準備書面（以下「原告第3準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論を行った上で、原告第3準備書面における求釈明に対して回答する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるものほか、従前の例による（ただし、従来「法」と定義していた行政機関の保有する情報の公開に関する法律については、「情報公開法」ということがある。）。

第1 部分開示に関する原告の主張に理由がないこと

1 原告の主張等

原告は、本件不開示部分のうち、「氏名」、「事故日時」、「自殺月日」、「場所」、「時間」以外の項目は、情報公開法6条2項の「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等」に該当し得るもの、これら以外の項目については、「疾病・通院歴」を除き、「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる」ので、情報公開法6条2項に基づき開示されるべきであると主張するとともに（原告第3準備書面第3〔9ないし12ページ〕），被告に対し、本件不開示部分の各項目が、情報公開法6条1項にいう「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等」に当たるのか否か、「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」に当たるのか否かについて、釈明を求めている（原告第3準備書面第5〔13、14ページ〕）。

2 被告の反論

（1）個人識別情報の構造について

情報公開法6条2項は、開示請求に係る行政文書に同法5条1号本文前段の個人識別情報が記載されている場合において、個人を識別することができ部分を除くことによって、当該個人の権利利益を害するおそれがなければ、その除いた部分を開示する旨を定める。

個人識別情報は、情報公開法5条2号が適用される事業を営む当該事業に関する情報を除いて、①氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。）の部分（以下「個人識別部分」という。）と、②その他特定の個人に関する情報の部分（以下「その他部分」という。）から成り立っている。そして、個人識別情報には、個人識別部分は必ず含まれているが、その他部分は含まれていないことがある。

(2) 本件不開示部分のうち、個人識別部分の特定について

ア 情報公開法6条2項にいう「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等」の意義

情報公開法6条2項は、情報公開法5条1号によって個人識別情報の全体が不開示になることによって不開示情報の広がりを制約するための規定であることから、情報公開法6条2項の要件の意義と同法5条1号の要件の意義は、同一に解することができる。

そして、個人を識別することができる「その他の記述等」（同法5条1号）及び「その他の…記述等」（同法6条2項）とは、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。これらの氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いからである（被告第1準備書面第3の1(2)イ〔7ページ〕）。

また、特定の個人を識別することができるか否かを検討するに当たっては、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」かという検討（いわゆるモザイクアプローチ）が行われ、その際の検討は、一般に容易に入手し得る情報を基準とするのではなく、

当該個人の同僚、親族等のみが知り得る情報を基準にして行われるべきである（被告第1準備書面第3の1(2)ウ〔7, 8ページ〕）。

以下においては、本件不開示部分における個人識別部分を、当該記述等単独で特定の個人を識別することができる情報と、当該記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することができないが、個人識別情報に含まれる他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって特定の個人を識別することができる情報とに区別して検討する。

イ 本件不開示部分のうち、当該記述等単独で特定の個人を識別することができる情報について

次に掲げる項目に記載されている情報は、当該記述等単独で特定の個人を識別することができる情報に当たる。

(ア) 事故日時、自殺月日及び曜日

事故日時又は自殺月日は、自殺した自衛官等の同僚や親族等が知り得る特定の自衛官等の自殺に関する情報と相まって、当該記述等単独で特定の個人を識別することができる情報に当たる。

なお、曜日は、日付を特定する事故日時又は自殺月日と不可分の情報であるから、事故日時及び自殺月日と同様に考えるべきである。

(イ) 報告月日

報告月日には、自殺の発生について部隊等から陸上幕僚監部へ報告がなされた月日が記載されている。この情報は、その性質上、上記(ア)の自殺月日からさほど遠くない日が記載されているものであることから、報告月日から自殺月日をある程度推測することができる。そのため、自殺月日と同様に、自殺した自衛官等の同僚や親族等が知り得る特定の自衛官等の自殺に関する情報と相まって、当該記述等単独で特定の個人を識別することができる情報に当たる。

(ウ) 所属

所属には、自殺した自衛官等が所属していた部隊等（最小単位は50名程度の集団である中隊等である。）に関する情報が記載されている。

このような単位の集団において、1年間に複数人が自殺することは稀であることからすると、この情報は、自殺した自衛官等の同僚や親族等が知り得る特定の自衛官等の自殺に関する情報と相まって、当該記述等単独で特定の個人を識別することができる情報に当たる。

(I) 駐屯地

駐屯地には、自殺した自衛官等が所属していた部隊等が所属する駐屯地に関する情報が記載されている。そして、駐屯地は、小規模なもので所属人員が200名程度のものである。

このような単位の集団において、1年間に複数人が自殺することは稀であることからすると、この情報は、自殺した自衛官等の同僚や親族等が知り得る特定の自衛官等の自殺に関する情報と相まって、当該記述等単独で特定の個人を識別することができる情報に当たる。

(II) 氏名

氏名は、当該記述等単独で特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである（なお、原告は本件一部不開示決定のうち、氏名に関する部分の取消しを求めていない。）。

(III) 階級

階級には、自衛官については階級、事務官等については俸給表の種別及び級が記載されている。

そして、階級又は俸給表の級は、上位になればなるほど、その階級又は俸給表の級に属する者が少数になる。

そのような少数の単位の集団において、1年間に複数人が自殺することが稀であることからすると、この情報は、自殺した自衛官等の同僚や親族等が知り得る特定の自衛官等の自殺に関する情報と相まって、当該

記述等単独で特定の個人を識別することができる情報に当たる。

(キ) 場所

場所には、自殺の発生場所に関する情報が記載されており、その中には具体的な場所の名称（固有名詞）等が記載されているものがある。

このような情報は、自殺した自衛官等の同僚や親族等が知り得る特定の自衛官等の自殺に関する情報と相まって、当該記述等単独で特定の個人を識別することができる情報に当たる。

(ク) 補職

補職には、自殺した自衛官等の具体的な補職名が記載されているところ、この情報は、自殺した自衛官等の同僚や親族等が知り得る特定の自衛官等の自殺に関する情報と相まって、当該記述等単独で特定の個人を識別することができる情報に当たる。

ウ 本件不開示部分のうち、当該記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することはできないが、他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって特定の個人を識別することができる情報について

次に掲げる項目に記載されている情報は、当該記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することはできないが、他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって特定の個人を識別することができる情報に当たる。

(セ) 方面

方面には、自殺した自衛官等の所属する部隊等が属する方面隊等（北部方面隊、東北方面隊、東部方面隊、中部方面隊、西部方面隊、その他直轄部隊の別）が記載されている。

本件対象文書のうち、本件対象文書1には47名（甲第3号証の1）、本件対象文書2には54名（甲第3号証の2）、本件対象文書3には50名（甲第3号証の3）、本件対象文書4には64名（甲第3号証の4）、

本件対象文書5には64名（甲第3号証の5）、本件対象文書6には66名（甲第3号証の6）、本件対象文書7には52名（甲第3号証の7）、本件対象文書8には55名（甲第3号証の8）、本件対象文書9には54名（甲第3号証の9）、本件対象文書10には58名（甲第3号証の10）、本件対象文書11には53名（甲第3号証の11）、本件対象文書12には55名（甲第3号証の12）、本件対象文書13には54名（甲第3号証の13）、本件対象文書14には45名（甲第3号証の14）、本件対象文書15には51名（甲第3号証の15）、本件対象文書16には46名（甲第3号証の16）の自殺に係る情報が記載されている。

このように本件対象文書には45名ないし64名の情報が記載されているところ、その自殺した自衛官等の所属する部隊等が属する方面隊等が明らかになることによって、方面隊等によって自殺者の数に偏りがあり得ることも考慮すると、本件対象文書に記載されている自殺した自衛官等を数人単位にまで特定することが容易になる。そうなると、これに加え、性別、職種、年齢、年齢区分、学歴、任用区分、手段、方法、入隊後年、既、未婚、妻、海外派遣、営内外、家族、単身赴任、単身、単身期間、連鎖性の各項目に記載されている情報の全部又は一部と組み合わされることによって、自殺した自衛官等の同僚や親族等が知り得る特定の自衛官等の自殺に関する情報と相まって、自殺した自衛官等個人を特定することが可能となる。

したがって、方面に関する情報は、他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって特定の個人を識別することができる情報に当たる。

(1) 性別

陸上自衛隊に所属する自衛官の男女比は、女性が少数であることから

すると（乙第4号証403ページ），自殺した自衛官等のうち女性が占める割合が低いことは合理的に推測できる。

自殺した自衛官等の性別が明らかになることによって，特にそのうち女性については，本件対象文書に記載されている自殺した自衛官等を数人単位にまで特定することが容易になる。そうなると，これに加え，方面，職種，年齢，年齢区分，任用区分の各項目に記載されている情報の全部又は一部と組み合わされることによって，自殺した自衛官等の同僚や親族等が知り得る特定の自衛官等の自殺に関する情報と相まって，自殺した自衛官等個人を特定することが可能となる。

したがって，性別に関する情報は，他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって特定の個人を識別することができる情報に当たる。

(ウ) 職種

職種には，陸上自衛官については職種（普通科，特科，機甲科等）の別，事務官等については俸給表の種別及び級の別が記載されている。

このうち，平成13年当時の陸上自衛官の職種は，14種類に限定されており（乙第5号証），中には所属する者が極めて少数の職種（音楽，警務など）もある。また，事務官等については，自殺者の数が自衛官に比べて少ない。

そのため，自殺した自衛官等の職種が明らかになることによって，本件対象文書に記載されている自殺した自衛官等を数人単位まで特定することが容易になり得る。そうなると，これに加え，方面，性別，年齢，年齢区分，入隊後年，既，未婚，妻，営内外，家族，単身赴任，単身，単身期間，連鎖性，新職務の各項目に記載されている情報の全部又は一部と組み合わされることによって，自殺した自衛官等の同僚や親族等が知り得る特定の自衛官等の自殺に関する情報と相まって，自殺した自衛

官等個人を特定することが可能となる。

したがって、職種に関する情報は、他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって特定の個人を識別することができる情報に当たる。

(I) 年齢、年齢区分

自衛官の定年は階級によって異なっており、最上位の階級である「将」や「将補」は60歳、3等陸曹から1等陸佐までは53歳ないし56歳がそれぞれ定年である（なお、音楽、情報、警務の3つの稀な職種に属する自衛官については、階級にかかわらず定年は60歳である。乙第4号証393ページ図表III-3-1-3）。また、事務官等の定年は60歳である。

そのため、自殺した自衛官等の年齢が明らかとなり、その者の年齢が60歳に近づくにつれ、階級の別、職種の別、自衛官か事務官かの別が一定程度推測できることとなる。そうなると、これに加え、方面、性別、職種、学歴、任用区分、手段、方法、時間、出身、既、未婚、妻、営内外、家族、単身赴任、単身、単身期間、連鎖性、新職務の各項目に記載されている情報の全部又は一部と組み合わされることによって、自殺した自衛官等の同僚や親族等が知り得る特定の自衛官等の自殺に関する情報と相まって、自殺した自衛官等個人を特定することが可能となる。

したがって、年齢や年齢区分に関する情報は、他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって特定の個人を識別することができる情報に当たる。

(II) 任用区分

任用区分には、採用時の試験区分の別（乙第4号証392ページ図表III-3-1-2参照）が記載されている。

このうち、幹部候補や防衛大学校の区分で採用された自衛官について

は、年齢と組み合わされることによって採用年度及び当時の階級を推測することが可能となる。そして、階級が上位になればなるほど、その階級に属する者が少数になり、その推測の確度は格段に上がる。また、採用区分においては職種が明らかとなり、その職種に属する者が極めて限定されるものもある（例えば、医療分野など）。

そうなると、これらに加え、方面、性別の各項目に記載されている情報が組み合わされることによって、自殺した自衛官等の同僚や親族等が知り得る特定の自衛官等の自殺に関する情報と相まって、自殺した自衛官等個人を特定することが可能となる。

したがって、任用区分に関する情報は、他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって特定の個人を識別することができる情報に当たる。

(カ) 学歴、手段、方法、時間、入隊後年、出身、既、未婚、妻、海外派遣、
當内外、家族、単身赴任、単身、単身期間、連鎖性、新職務

本件対象文書には、1年間に自殺した自衛官等の情報が記載されているところ、1年間に、上記(ア)ないし(オ)の項目や、これらの情報の複数の組合せが全く同一となることは稀であり、組合せの対象となる情報の数が多ければ多いほど、自殺した自衛官等が特定されることになる。

そのため、上記(ア)ないし(オ)の項目やこれらの各項目の全部又は一部が組み合わされることによって、自殺した自衛官等の同僚や親族等が知り得る特定の自衛官等の自殺に関する情報と相まって、自殺した自衛官等個人を特定することが可能となる。例えば、1年間で、同一方面内において、同一手段で、同一時間に死亡することは稀であると考えられるから、これらの情報の組合せは、自殺した自衛官等の同僚や親族等が知り得る特定の自衛官等の自殺に関する情報と相まって、自殺した自衛官等個人を特定することを可能とする。

したがって、これらの項目に関する情報は、他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって特定の個人を識別することができる情報に当たる。

(3) 上記(2)の部分を除いた部分は、「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる」ことはないこと

ア 本件不開示部分におけるその他部分の整理

本件不開示部分におけるその他部分は、本件不開示部分から上記(2)で特定した個人識別部分を除いた項目になる。それらの項目は、部隊の判断、診断、主要因、関連要因、原因、処分歴、借財、疾病・通院歴、特記事項（離婚、昇任等）、偏差値、段階点、型、傾向、Y-G、備考、備考（遺書）である。

イ 上記アの情報は、公にすることによって個人の権利利益が害されるおそれがあると認められること

被告第1準備書面第3の3(4)(11, 12ページ)で述べたとおり、本件不開示部分には、自殺者個人の属性に関する事柄のほか、自殺の原因、遺書の有無など、自殺者的人格等と密接に関連する情報が記録されており、このような情報は、自殺した自衛官等の親族等の同意なくして第三者に流通させることは適切ではない。

以下に述べるとおり、上記アの情報はいずれもこのような情報であるから、公にすることによって、個人の権利利益を害するおそれがあるものというべきである。

(ア) 部隊の判断、主要因、関連要因、原因

これらの情報は、正に自殺した自衛官等の自殺の原因そのものであつて、自殺者的人格等と密接に関連する情報である。したがって、これらを公にすることによって、個人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 処分歴、借財、疾病・通院歴、特記事項（離婚、昇任等）

これらの情報は、自殺した自衛官等の高度なプライバシーを含むものであって、自殺の原因を推知し得る情報でもある。そのため、これらの情報も、自殺者的人格等と密接に関連する情報というべきである。したがって、これらを公にすることによって、個人の権利利益を害するおそれがある。

(ウ) 偏差値、段階点、型、傾向、Y—G

これらの情報は、正に自殺者個人の属性に関する事柄そのものであって、自殺者的人格等と密接に関連する情報である。したがって、これらを公にすることによって、個人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 備考、備考（遺書）

この項目には、正に遺書の有無等が記載されているところ、これは自殺者的人格等と密接に関連する情報である。したがって、これらを公にすることによって、個人の権利利益を害するおそれがある。

(4) まとめ

以上のとおり、本件不開示部分は、個人識別部分に当たるか、その他部分であってもそれを公にすることによって個人の権利利益が害されるおそれがあることから、その全部を開示することができない。

したがって、本件対象文書の部分開示を求める原告の主張には、理由がない。

第2 情報公開法5条1号に基づく情報開示に係る原告の主張に対する反論

1 個人に係る情報はおよそ不開示となる旨の原告の批判について

(1) 原告の主張

原告は、「法は何人にも開示請求権を認めているが、被告の主張を突き詰めると、当該個人の同僚や親族に限らず、当該個人本人が開示請求する場合であっても想定される。そして、当該個人にとっては、その個人に関するあ

らゆる情報が自らを特定することが出来る情報に該当し得る（括弧内省略）のであるから、該当者が1名である情報は、悉く特定の個人を識別しうる情報に該当してしまい、不開示とならざるをえなくなる。これでは、不開示の範囲があまりに広くなってしまい、行政の説明責任や国民の理解や批判という法の趣旨に反する結果となってしまう。」と主張する（原告第3準備書面第2の3〔4ページ〕）。

（2）被告の反論

情報公開法は、行政機関が保有する個人に関する情報について、当該個人本人からの情報開示請求に関し、特別な規定は置いておらず、このような情報開示請求であっても、当該個人以外の者からの情報開示請求と異なる取扱いはしていない。したがって、当該個人本人からの情報開示請求であっても、特定の個人を識別できる情報に当たる情報であれば、不開示とするのは当然である。

なお、原告は、当該個人にとっては、その個人に関するあらゆる情報が個人識別情報になることを前提としているようであるが、個人に関する情報であっても個人識別部分を捨象することによって当該情報は当該個人を識別することができる情報とはならない。そのため、原告の主張には、前提を誤っている部分がある。

2 他の情報公開の事例と本件とを比較する原告らの主張について

（1）原告の主張

原告は、文部科学大臣がした情報開示決定（甲第14号証の1ないし3）、厚生労働大臣がした情報開示決定（甲第15号証の1ないし4）、総務大臣がした情報開示決定（甲第16号証の1ないし5）に基づきそれぞれ開示した文書では、特定の事項について該当する者が1名であっても当該事項に関する情報を開示していると主張する（原告第3準備書面第2の4〔5、6ページ〕）。また、原告は、防衛大臣がした情報開示決定に基づき開示された

文書（甲第6号証）では、南スーダン派遣施設隊等の衛生状況について、「呼吸器系疾患」の「再診」が1名であること、「皮膚及び皮下組織の疾患」の「再診」が1名であること、「損傷・中毒・その他の外因」の「初診」が1名であること及び「歯科・口こう疾患」の「初診」が1名であることがそれぞれ開示されているところ、これらの疾患に関する情報も、「個人に関する情報」に当たり、当該疾患によって特定の期間に「初診」あるいは「再診」をしたという事実が開示されれば、「当該個人の同僚」であれば、容易に当該個人を特定することができてしまうと主張する（原告第3準備書面第2の5〔7ページ〕）。

（2）被告の主張

ある情報が個人識別情報に該当するか否かは、当該情報が記載されている文書ごとに検討されるべき問題であるから、他の情報開示決定に係る文書と本件対象文書とを比較して論じる原告の主張は、当を得ないものといわざるを得ない。

なお、原告の主張する施設派遣隊の診察は、個人のプライバシーが保護される状況で行われており、診察を受けた者以外の同僚等が、容易に診療内容を把握することはできない。また、甲第6号証に記載された人数は、延べ数であって、1人が1つの疾患に対応しているものでもない。

以上のとおり、甲第6号証には個人識別情報は含まれていない。

以上